

香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの改正（案）の概要

1 改正の趣旨

「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月策定）について、太陽光発電事業者に対して、より一層、環境に配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを促すため、所要の改正を行う。

2 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの改正(案)

(1) 環境配慮基準に定める「除外区域」の明記等

【環境配慮基準の概要】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国や都道府県が環境配慮の基準を定め、市町村において地域脱炭素化促進事業の対象となる区域等を設定するものであり、本県では、環境保全や防災上の観点から、市町が促進区域に含めることができない区域（除外区域）や、促進区域を定めるに当たって考慮すべき事項を環境配慮基準で定めることとしている。

①環境配慮基準に定める「除外区域」の明記

県が定める環境配慮基準において、環境保全や防災上の重要性が高い区域を「除外区域」とすることにあわせ、現行のガイドラインで設定している「十分な考慮が必要な区域」のうち、より慎重な検討を要する区域として、環境配慮基準に定める「除外区域」を明記する。

②事業実施による環境等への影響及び予防措置に関する項目の追加

現行のガイドラインにおいて、太陽光発電事業者に求めている「事業実施により予想される環境等への影響と予防措置についての周知及び県への報告」の対象として、次の項目を新たに追加する。

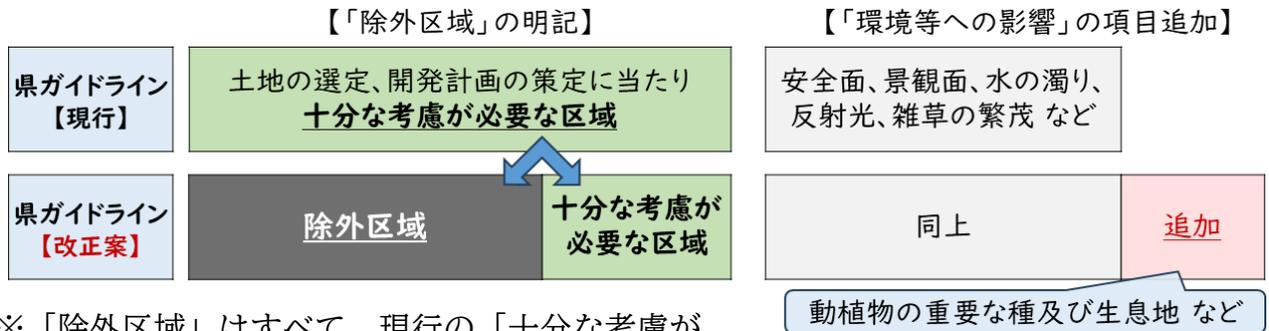
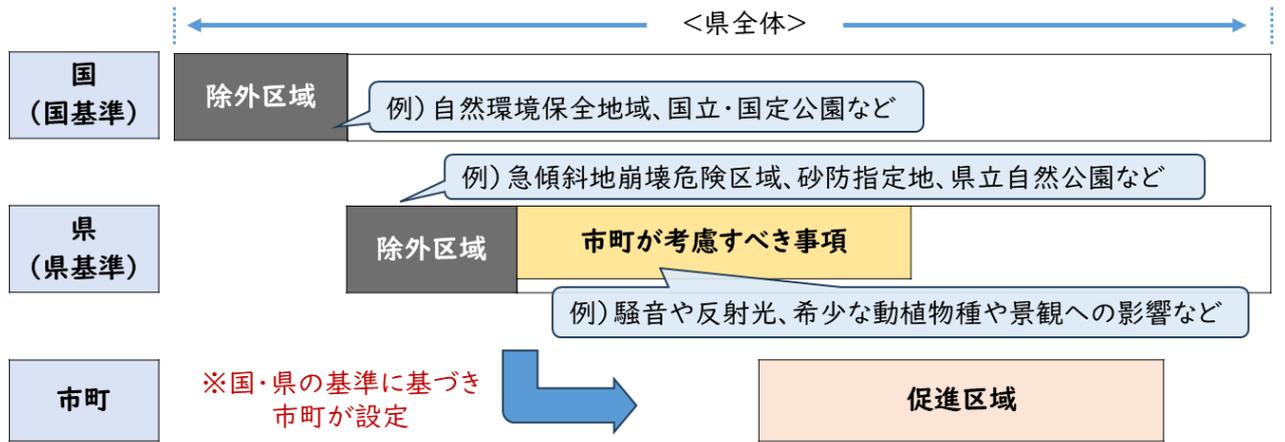
追加項目	動植物の重要な種及び生息地（香川県レッドデータブック掲載種）
	地形及び地質（日本の典型地形など学術上高い価値を有する地形及び地質）

(2) 使用済み太陽光発電設備の適切な撤去・処分等の促進

- ① 使用済み太陽光パネルの適正処理を図る観点から、事業者の責任において、廃棄物の発生を抑制し、可能な限りリユース・リサイクルに努めることを求める。
- ② 「事業廃止届」に、太陽光発電設備の処分方法（リユース、リサイクル及び廃棄）の記載と、設備撤去後の写真の添付を求める。

【参考】（環境配慮基準と県太陽光ガイドラインの関係図）

・環境配慮基準のイメージ図



※「除外区域」はすべて、現行の「十分な考慮が必要な区域」の中に含まれている。